

ご存じですか？「障害者相談員制度」のこと

☎ 福祉課 ☎73-6651 または たすかる相談支援事業所 ☎82-4870

障害者相談員の皆さんは、障がい者や障がい者の家族などの中から選任され、悩み事の相談や必要な助言を行っています。市内各地域で活動していますので、一人で悩まず、一度相談をしてみませんか？

また、市が委託している「たすかる相談支援事業所」でも障がい（身体・知的・精神）に関する情報提供や福祉サービスの利用相談を受け付けています。（敬称略）

●身体障害者相談員

氏名	担当地区	電話番号
松本 繁幸	深江町	72-5437
伊藤 邦弘	布津町	72-5263
増田 秀美	有家町	82-8312
北尾 松枝	有家町	82-1236
志岐 義春	西有家町	82-4556
梶原 千秋	西有家町	82-1056
宮田 操	北有馬町	080-1717-4550
近藤 淳朗	南有馬町	85-3269
西田 之士	口之津町	86-3605
大湊 孝三	加津佐町	87-4285

●知的障害者相談員

氏名	担当地区	電話番号
大石美和子	深江町	72-4587
隈部 浩美	布津町	72-6510
内田 廣利	有家町	82-3426
伊崎勇喜雄	西有家町	82-3793
井村 和美	北有馬町	84-3418
山口 聖子	南有馬町	85-2085
石川 哲夫	口之津町	86-4831
園田恵美子	加津佐町	87-2990

●精神障害者相談員

氏名	担当地区	電話番号
伊藤 恭子	深江町～西有家町	82-3448
成末 和子	北有馬町～加津佐町	86-2842



ご存じですか？「特別障害者手当」のこと

☎ 福祉課 ☎73-6651 または 各支所市民窓口班

特別障害者手当

20歳以上で、身体または精神に重度の障がい有し、常時特別の介護を必要とする人に支給されます。

●支給制限

- 次のいずれかに該当するときは支給されません。
- ◎社会福祉施設に入所しているとき。
- ◎病院などに継続して3カ月を超えて入院するとき。
- ◎所得制限を超えているとき。

障害児福祉手当

20歳未満で、身体または精神に重度の障がい有し、常時の介護を必要とする人に支給されます。

●支給制限

- 次のいずれかに該当するときは支給されません。
- ◎障がいを支給理由とする公的年金など（特別児童扶養手当を除く）を受給しているとき。
- ◎社会福祉施設に入所しているとき。
- ◎所得制限を超えているとき。

※支給額、支給の制限など詳細については、お問い合わせください。

道路愛護団体(道路清掃ボランティア)を募集しています

☎ 管理課 ☎73-6676

道路は通勤や通学、日常生活において子どもから高齢者までが利用する最も身近な公共施設の一つであり、市民共有の財産でもあります。道路を常に良好な状態に保つためには、地域の皆さんの積極的なご協力が必要です。

市では、市民ボランティアと行政が協力して美しい潤いある道路環境づくりを推進するため、道路愛護活動を行う団体を「愛護団体」として登録し、その団体活動に要する経費の補助を行います。

●活動の規模と内容

市道の実延長がおおむね500メートル以上の区間において道路の路肩、法面、歩道および植樹帯における清掃や除草による道路の保全、美化などに有効な活動

●補助対象

市が活動に必要なと認める経費

●補助限度額

1団体当たり年間3万円

●道路愛護団体(道路清掃ボランティア団体)の要件

次の要件を満たす団体

- ①市内に住所を有する人または市内勤務の人で構成するおおむね10人以上の団体で、自治会、小中高等学校、老人会、婦人会、NPO法人、企業などの団体
- ②毎年4月から翌年3月までの間に3回以上の活動が実施できる団体

●補償保険

団体の活動に係る補償保険は、南島原市総合災害補償規程に基づいて対応します。

第61回水道週間 「いつものむ いつもの水に 日々感謝」

☎ 上水道課 ☎73-6685



6月1日から7日までの1週間、全国一斉に第61回水道週間が実施されます。

本市では、水道について、皆さんの理解と関心を深め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に、水道週間に合わせ、水道相談所の開設やパッキンの無料配布を行います。

●水道相談所の開設

☎ 6月3日(月)～7日(金)

午前9時～午後5時

☎ 上水道課(南有馬庁舎)

●パッキンの無料配布

(各支所および市民サービス課)

蛇口からの水漏れはパッキン(節水コマ)の取り替えで直ります(ただし、レバー式など直らない蛇口も一部あります)。数に限りがありますので、お早めにご確認ください。



お知らせ

●水道の新設など

メーター器から屋内側の給水装置(給水装置とは給水管およびこれに直結する給水用具をいいます)は、各水道使用者の財産ですので、その管理(修繕など)は、各自で行ってください。給水装置の新設、改造、修繕、撤去などの工事をするときは、事前に市へ届け出る必要がありますので、市の指定給水装置工事事業者へあらかじめご相談ください。なお、市の指定事業者以外による工事は禁止されています。

●お願い

長期不在などにより水道を使用されない人は、閉栓届を提出されるか、または、メーターボックス内のバルブを閉めるなど、漏水対策にご協力をお願いします。

メーターボックスの近くに犬をつないだり、障害物を置いたり、ボックス内に付属品を付けたりしないでください。また、ボックス内の清掃にもご協力ください。

市では、皆さんが水を安心して利用できるよう努めています。節水に努め、水を大切に使いましょう。